

岩手県市町村総合事務組合規則第8号（令和8年6月29日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(葬祭補償の額) 第12条 条例第19条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第12条 条例第19条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第12条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第12条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。